

○東温市障害者自動車改造費助成事業実施要領

(平成 18 年 4 月 1 日東温市訓令第 10 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、重度の障害者の自動車の改造を容易にすることにより、自動車による移動を促進し、その行動範囲を広げることで重度の障害者の社会参加と自立更生を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 東温市に居住する重度の障害者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害等級表 1 級または 2 級に該当する者)で、自動車改造を行う予定の者であって、次のいずれにも該当する者のうち、市長が適当と認めた者とする。

(1) 改造を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該年の特別障害者手当の所得制限額を超えない者

(2) 重度の上肢、下肢又は体幹機能障害者

(3) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする者

(助成対象経費)

第 3 条 助成対象経費は、次のいずれにも該当することを条件とする。

(1) 免許の条件による自動車の操向及び駆動装置の一部を改造するために必要な経費

(2) 助成対象者が現在所有する自動車 1 台(過去に改造助成を受けたことがないもの)を改造するのに必要な経費

(実施の方法)

第 4 条 自動車改造費の助成を受けようとする者は、別添「東温市障害者自動車改造費助成金交付要綱」に定める書類を市長に提出するものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。